**平成２８年（フ）第４５２号**
埼玉県越谷市東越谷３丁目10番地26　八千代荘106号
破産者　岡田　　譲
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２８年（フ）第４５７号**
埼玉県吉川市吉川１丁目14番地11　第二グリーンハイツ101号、破産申立時の住所埼玉県吉川市中曽根１丁目28番地７　ホワイトコーポ島田荘Ａ－２
破産者　富樫　一男
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２８年（フ）第４７０号**
埼玉県吉川市道庭１丁目９番地８　酒井コーポＦ－２号、開始決定時の住所埼玉県越谷市川柳町４丁目245番地１　朝日プラザガーデンシティ新越谷707
破産者　円谷　　圭
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２６年（フ）第６３号**
岐阜県美濃加茂市下米田町東栃井81番地３　ケアハウス飛騨川1001、開始決定時の住所岐阜県加茂郡七宗町神渕9802番地１
破産者　長谷部利彦
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

**平成２８年（フ）第１０５号**
愛知県一宮市殿町２丁目46番地１　レオパレス一宮第４・205号
破産者　鈴木　幸江
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２８年（フ）第３１５号**
兵庫県姫路市増位新町１丁目21番地　野里マンション706号
破産者　西田　正明
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２８年（フ）第７５号**
高知市高須２丁目14番55号　レオパレスサンウィナー204、開始決定時の住所高知市北新田町１番８号　シャオリーコート202
破産者　久保田智晶
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

**平成２８年（フ）第１３１号**
高知市一宮中町３丁目８番26号
破産者　岡本　和美
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

**平成２８年（フ）第１１７号**
福岡県宗像市日の里９丁目39番地１　Ｋハイム202号
破産者　山本　正枝
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第５８０号**
福岡市南区塩原３丁目26番18―502号、破産手続開始決定時の住所福岡市南区弥永１丁目１番15―503号
破産者　落合　文男
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第１００９号**
福岡県大野城市中央２丁目４番28号　ディアコート202号
破産者　中園あゆみ
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第１３８５号**
福岡市博多区吉塚７丁目７番28―301号
破産者　古川　一則
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第１３８６号**
福岡市博多区吉塚７丁目７番28―301号
破産者　古川喜代美
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第１４５８号**
福岡市東区香住ヶ丘２丁目２番８―202号
破産者　東　　里美
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第１６号**
大分県竹田市荻町叶野1293番地
破産者　甲斐　英隆
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

**平成２８年（フ）第１３２号**
鹿児島県鹿児島市紫原７丁目１番４号（ハイツつかさ302号）、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市荒田１丁目41番８号（カラーズ405号）
破産者　上平美奈子
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２８年（フ）第１２１号**
青森市栄町１丁目１番14号
破産者　奥口　雅子
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第１００号**
青森県八戸市大字白銀町字左岩淵通24番地９、前住所東京都板橋区三園１丁目49番８号ルミエール西高島平206
破産者　菅原千代志
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係